

令和4年度 第15回全体庁議（11月7日開催）

区分	審議・報告	案件名 [担当部]	(2) 帯広市個人情報の保護に関する法律施行条例の骨子案について[総務部]
----	-------	--------------	---------------------------------------

■ 提案・報告の趣旨
<p>個人情報の保護に関する法律(改正後の同法を以下「改正法」という。)の改正により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律及び各地方公共団体の個人情報保護条例が改正法に一本化され、帯広市の個人情報保護制度についても、令和5年4月1日から改正法に基づく全国的な共通ルールが適用されることとなる。</p> <p>このことに伴い、現行の帯広市個人情報保護条例を廃止するとともに、改正法から委任された事項や条例で定めることが許容された事項について検討し、改正法の施行に必要な事項を定める条例(以下「新条例」という。)を新たに制定するにあたり、パブリックコメントを実施するため、11月21日の総務委員会に報告するもの。</p>

■ 提案・報告の主な内容(概要)
<p>【新条例の規定内容等】</p> <p>1 新条例に規定する事項</p> <p>① 開示請求における手数料について ⇒ これまでどおり、手数料は無料とし、写しの交付等に要する費用の実費相当の負担のみとする。</p> <p>② 不開示情報のうち職務遂行に係る公務員等の氏名について ⇒ これまでどおり、開示することとする。</p> <p>③ 開示請求の決定・延長期限について ⇒ これまでどおり、開示決定及び延長可能な期限をそれぞれ15日以内とする。</p> <p>④ 市の審査会への諮問について ⇒ これまでどおり、必要に応じて帯広市情報審査会から意見を聴くことができることとする。</p> <p>⑤ 個人情報保護制度の運用状況の公表について ⇒ これまでどおり、市独自の公表を行うこととする。</p> <p>2 改正法に合わせて他の条例を整理する事項</p> <p>① 帯広市情報公開条例の非開示情報について(公共安全情報及び国の安全等に関する情報) ⇒ 改正法に合わせ、情報公開条例の規定を整理する。</p> <p>※ 参考</p> <p>ア 改正法のとおり運用する事項</p> <p>① 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表について ⇒ 改正法に合わせ、個人情報ファイル簿に一本化する。</p> <p>② 訂正請求・利用停止請求の決定・延長期限について ⇒ 改正法に合わせ、訂正請求等の決定及び延長可能な期限をそれぞれ30日以内とする。</p> <p>イ 今後必要に応じて検討する事項</p> <p>① 行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案募集制度について ⇒ 今回は制度の導入を見送り、導入の可否等について継続的に検討していく。</p> <p>② 条例要配慮個人情報の内容について ⇒ 今回は規定を設けないこととし、必要に応じて検討していく。</p>

■ 今後のスケジュール
<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年11月21日 総務委員会に骨子案を報告 ・ 令和4年11月 パブリックコメントの実施（～令和4年12月） ・ 令和5年1月 総務委員会にパブリックコメントの結果等を報告 ・ 令和5年3月 3月議会に条例案を提案 ・ 令和5年4月1日 条例の施行

■ 審議結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 同内容で、11月21日総務委員会へ報告することで了承された。

■ その他、指摘事項等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし